

2023 年度 新領域学術院 融合研究実施要項

(目的)

**第1** この要項は、名古屋工業大学新領域学術院規則（2021年9月22日規則第5号）第25条の規定に基づき、新領域学術院が実施する融合研究に関し、必要な事項を定める。  
(研究期間等)

**第2** 融合研究の研究期間、採択件数及び予算は次のとおりとする。

研究期間	採択件数 (予定)	予算 (予定)
2023 年度～2025 年度 末	1	初年度 最大 1,000 万円/年 2 年目以降 最大 800 万円/年 注) 予算等により変更の可能性があり。

(内容)

**第3** 融合研究の研究代表者は自ら研究チームを統率し、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 分野横断型の研究チームによる新しい学術分野の創出
- 二 研究チームに招へい研究者を加えた国際共同研究（近い将来に、国際共著論文となる可能性がある研究とし、招へい研究者は原則年間3名以上とする。）
- 三 博士課程の講義である特別講究を、招へい研究者と共に年間3回以上主催（詳細は特別講究実施要項に定める。）
- 四 融合研究に参加している研究員及び博士後期課程学生の人材育成
- 五 新領域学術院が実施する博士後期課程学生の人材育成事業への参画
- 六 研究チーム内で、直接経費が年間平均1千万円以上の公募型外部資金への応募（研究期間中、毎年度1件以上。）
- 七 研究課題に関するシンポジウム
- 八 研究課題に関する実績報告
- 九 その他新領域学術院長（以下「院長」という。）が定める要件  
(応募要件)

**第4** 融合研究を希望する者は、応募時に次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 研究代表者は、博士後期課程学生の指導資格を有し、現に博士後期課程学生の指導教員（主担当）であること（次年度に予定しているものを含む。）
- 二 研究代表者は研究チームに学内の研究協力者（以下「研究協力者」という。）を複数名置くこと。ただし、10名を上限とする。
- 三 研究期間を通じて、研究チーム内の教員が指導する博士後期課程学生を2名以上融合研究に参画させるものとする。
- 四 研究チーム内の教員のうち1名以上は、博士後期課程学生の指導資格を有し、2023年4月1日現在で満49歳以下の教員であること。

五 その他院長が定める要件

(募集方法)

**第5** 融合研究の募集は、別に定める募集要項に基づいて行う。

(審査方法)

**第6** 融合研究の審査は、別に定める審査要項に基づいて行い、新領域学術院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て院長が決定する。

2 院長は、前項の決定後、速やかに学長に報告する

(海外の研究者招へい)

**第7** 研究チーム内の教員は、招へい事業において、毎年度招へい研究者を原則3名以上本学に招くものとする。

2 招へい事業の手続については、新領域学術院研究者招へい実施要項に定める。

(特別講究)

**第8** 研究代表者等は、招へい研究者と共に特別講究を実施する。

2 特別講究の手続については、特別講究実施要項に定める。

(研究員)

**第9** 研究代表者は、研究チーム内に博士後期課程の学位取得者を研究員として1名以上置く。

2 前項の研究員は、毎年度、別に定める日までに院長に対して融合研究に関する研究活動報告書を提出する。

3 院長は、前項の研究活動報告書に対し意見を述べる。

(非常勤研究員)

**第10** 研究代表者は、研究チーム内に博士後期課程学生を非常勤研究員として原則2名以上置く。

2 非常勤研究員は、毎年度、別に定める日までに院長に対して融合研究に関する実績報告書を提出する。

(人材育成)

**第11** 研究代表者等は、融合研究に参加している研究員及び非常勤研究員が国際的に通用する次世代を担うイノベーションリーダーとなれるよう努める。

2 研究代表者等は、新領域学術院が実施する人材育成事業に協力する。

(研究内容の変更)

**第12** 研究代表者は、融合研究の研究内容に変更が生じた場合、速やかに院長に変更の申出をする。

(報告)

**第13** 研究代表者は、融合研究の実績報告書を定められた日までに院長に提出する。

(評価及び研究の停止)

**第14** 院長は、実績報告書に基づき評価をし、必要に応じて研究内容の修正等を指示することができる。

2 前項の評価結果が著しく低い場合は、院長は運営委員会の議を経て当該研究課題の廃止を決定することができる。

3 院長は前項による廃止の決定後、速やかに学長に報告する。

(事務)

**第15** 融合研究に関する事務は、研究支援課において処理する。

(その他)

**第16** この要項に定めるもののほか、必要な事項は、新領域学術院運営委員会を経て院長が決定する。

附 記

この要項は、2022年10月12日から実施する。